

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月29日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ファンド・セレクト - ターキッシュ・ボンド
(Nomura Fund Select - Turkish Bond)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
当初募集日
米ドルクラス： 10万米ドル（約1,206万円）を上限とします。
豪ドルクラス： 10万豪ドル（約981万円）を上限とします。
（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラ
リアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、平成26年12月
30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で
ある、1米ドル＝120.55円および1豪ドル＝98.07円によります。

継続募集期間
トルコリラクラス： 200億トルコリラ（約9,232億円）を上限とします。
米ドルクラス： 100億米ドル（約1兆2,017億円）を上限とします。
豪ドルクラス： 100億豪ドル（約9,206億円）を上限とします。
（注2）トルコリラ、米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、平成27年3月31日現在
の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1
トルコリラ＝46.16円、1米ドル＝120.17円および1豪ドル＝92.06円に
よります。以下別途明記されない限りすべてこれによります。
（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入して
いる場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。
また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定
の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従っ
て、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあ
ります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことおよびその他訂正すべき事項がありましたので、平成27年2月10日に提出した有価証券届出書（平成27年2月27日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書に係る訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	() 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・ファンド・セレクト・ターキッシュ・ボンド（Nomura Fund Select - Turkish Bond）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2015年3月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（トルコリラ）	投資比率（％）
国債	トルコ	41,940,650	97.87
小計		41,940,650	97.87
現金およびその他の資産（負債控除後）		911,890	2.13
合計 （純資産総額）		42,852,540 （1,978百万円）	100.00

（注１）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

（注２）トルコリラ、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、平成27年3月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1トルコリラ＝46.16円、1米ドル＝120.17円および1豪ドル＝92.06円によります。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンドはトルコリラ建、クラス受益証券はトルコリラ建、米ドル建または豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限りトルコリラ貨、米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2015年3月末日現在および同日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格					
			トルコリラクラス		米ドルクラス		豪ドルクラス	
	トルコリラ	円	トルコ リラ	円	米ドル	円	豪ドル	円
2014年4月末日	62,771,664.12	2,897,540,016	9.32	430	-	-	-	-
5月末日	61,153,766.67	2,822,857,869	9.45	436	-	-	-	-
6月末日	60,609,125.18	2,797,717,218	9.54	440	-	-	-	-
7月末日	58,228,142.89	2,687,811,076	9.52	439	-	-	-	-
8月末日	55,011,978.73	2,539,352,938	9.42	435	-	-	-	-
9月末日	51,971,164.64	2,398,988,960	9.17	423	-	-	-	-
10月末日	52,450,072.59	2,421,095,351	9.60	443	-	-	-	-
11月末日	51,564,747.70	2,380,228,754	9.91	457	-	-	-	-
12月末日	46,475,837.31	2,145,324,650	9.82	453	-	-	-	-
2015年1月末日	46,580,159.95	2,150,140,183	10.14	468	-	-	-	-
2月末日	43,017,082.79	1,985,668,542	9.66	446	-	-	-	-
3月末日	42,852,539.85	1,978,073,239	9.62	444	9.51	1,143	9.84	906

(注) 米ドルクラスおよび豪ドルクラスは2015年3月3日に運用を開始しました。

分配の推移

	1口当たり分配金	
	トルコリラクラス	
	トルコリラ	円
2014年5月	0.05	2.31
6月	0.05	2.31
7月	0.05	2.31
8月	0.05	2.31
9月	0.05	2.31
10月	0.05	2.31
11月	0.05	2.31
12月	0.05	2.31
2015年1月	0.05	2.31
2月	0.05	2.31
3月	0.05	2.31

設定来累計 (2015年3月末日現在)	1.15	53.08
------------------------	------	-------

(注) 米ドルクラスおよび豪ドルクラスの初回分配は2015年5月のため、該当事項はありません。

収益率の推移

期間	収益率（注１）		
	トルコリラクラス	米ドルクラス	豪ドルクラス
2014年４月１日～ 2015年３月末日	13.81%	- 4.90%	- 1.60%

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注２）		
	トルコリラクラス	米ドルクラス	豪ドルクラス
2013年	- 6.10%	-	-
2014年	15.91%	-	-
2015年	- 0.51%	- 4.90%	- 1.60%

（注２）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

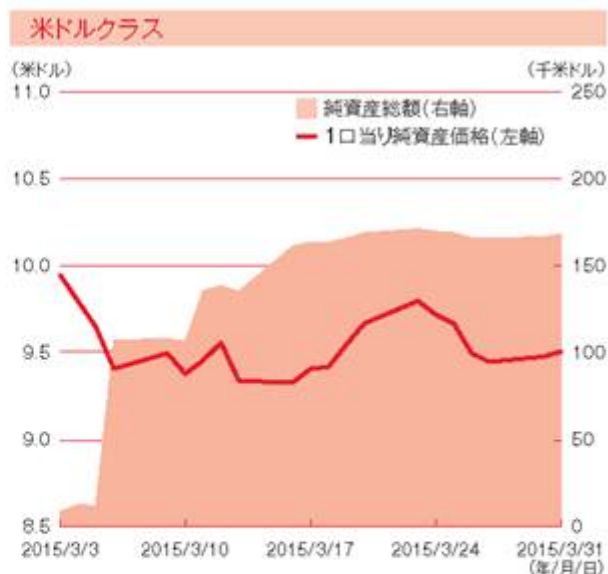
a = 暦年末（2015年については３月末日）の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（2013年の場合、トルコリラクラスは10トルコリラ、2015年の場合、米ドルクラスは10米ドル、豪ドルクラスは10豪ドル）

（参考情報）

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移（2015年3月末日現在）



分配の推移

トルコリラクラス(単位:トルコリラ、1口当り、課税前)

2014年11月	0.05
2014年12月	0.05
2015年 1月	0.05
2015年 2月	0.05
2015年 3月	0.05
直近1年累計	0.60
設定来累計	1.15

米ドルクラス(単位:米ドル、1口当り、課税前)

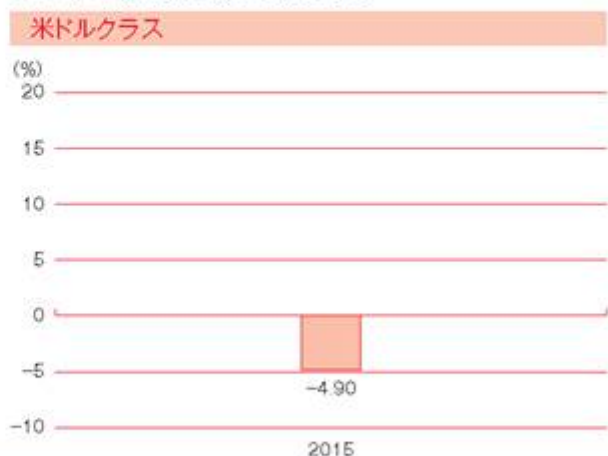
2015年3月末日現在、実績はありません。
(初回分配は2015年5月)

収益率の推移（暦年ベース）

※2013年は3月27日から、2015年は3月末日まで



※2015年は3月3日から3月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
 a = 暦年末の1口当たりの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)
 b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)
 ＊分配金に対する税金は考慮されておりません。
 ＊ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移（2015年3月末日現在）



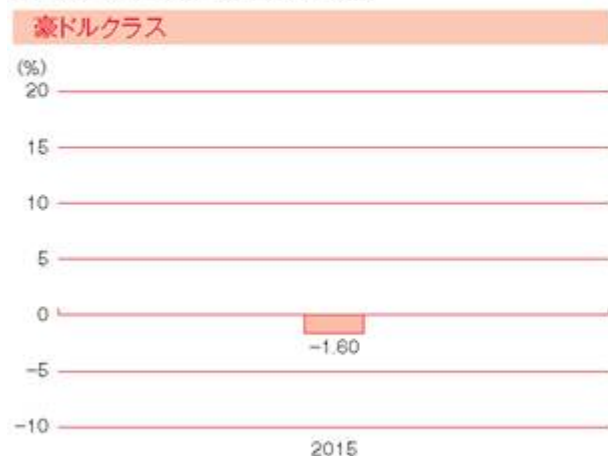
分配の推移

豪ドルクラス(単位: 豪ドル、1口当たり、課税前)

2015年3月末日現在、実績はありません。
(初回分配は2015年5月)

収益率の推移（暦年ベース）

※2015年は3月3日から3月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たりの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

*分配金に対する税金は考慮されていません。

*ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2015年3月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2015年3月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

トルコリラクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数
545,065 (545,065)	3,123,412 (3,123,412)	4,400,400 (4,400,400)

米ドルクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数
17,800 (17,800)	100 (100)	17,700 (17,700)

豪ドルクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数
3,780 (3,780)	0 (0)	3,780 (3,780)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、トルコリラで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1トルコリラ＝46.16円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・ファンド・セレクト - ターキッシュ・ボンド

純資産計算書

2015年 2 月28日現在

(トルコリラで表示)

	注記	(トルコリラ)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 42,415,315トルコリラ)	2	41,856,150	1,932,080
銀行預金		378,142	17,455
ブローカーからの未収金		308,683	14,249
未収収益		905,141	41,781
受益証券の発行に係る未収金		19,487	900
現金および現金同等物に係る利息		23	1
設立費	2	54,592	2,520
資産合計		<u>43,522,218</u>	<u>2,008,986</u>
負債			
受益証券買戻未払金		356,220	16,443
未払費用	9	148,915	6,874
負債合計		<u>505,135</u>	<u>23,317</u>
純資産		<u>43,017,083</u>	<u>1,985,669</u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
トルコリラクラス受益証券 (トルコリラ建て)	9.66	4,453,820 口	43,017,083

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト - ターキッシュ・ボンド

発行済受益証券口数の変動表

2015年2月28日に終了した期間

トルコリラクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	5,839,000
発行受益証券口数	185,070
買戻受益証券口数	(1,570,250)
期末現在発行済受益証券口数	4,453,820

ノムラ・ファンド・セレクト - ターキッシュ・ボンド

中間財務書類に対する注記

2015年2月28日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト - ターキッシュ・ボンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2013年1月25日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い早期償還する場合を除いて、

（ ）2018年3月27日または受託会社が投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。）、または

（ ）払込日（2013年3月27日）から3年経過後、すべてのクラスの受益証券の純資産総額の合計が2,000万トルコリラ（または相当額）を下回った場合、投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により

償還する。

受益証券のクラスは、払込日から3年経過後、当該クラスに帰属する純資産総額が2,000万トルコリラを下回った場合、投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により償還する場合がある。

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。ファンドは、主にトルコリラ建ての債券（国債、ソブリン債（国際機関債を含む。）、準ソブリン債、社債等）（以下「トルコ債券」と総称する。）に投資することにより、その目的の達成を目指す。

2015年2月28日現在では、ファンドの受益証券は、トルコリラ受益証券クラス（以下「トルコリラクラス受益証券」という。）の1つのクラスが募集されていた。

追加された2つのクラスである米ドル受益証券クラス（以下「米ドルクラス受益証券」という。）および豪ドル受益証券クラス（以下「豪ドルクラス受益証券」という。）が、2015年3月2日に募集された。

将来、ファンドの受益証券のクラスを追加することができる。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿をトルコリラで記帳し、財務書類はトルコリラで表示される。トルコリラ以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートでトルコリラに換算される。トルコリラ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートでトルコリラに換算される。

トルコリラ以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートでトルコリラに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2015年2月28日現在の為替レート：

1トルコリラ = 0.35449 ユーロ

設立費

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に支払われる当初設立報酬を含む。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は3年を超えない期間で償却される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、トルコリラにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、トルコリラにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.45%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、トルコリラにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、トルコリラにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、トルコリラにより、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注8 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.50%に相当する額の報酬を、トルコリラにより、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

注9 - 未払費用

(トルコリラ)

投資顧問会社報酬	52,574
代行協会員報酬	58,375
管理事務代行報酬	11,676
保管会社報酬	3,505
受託会社報酬および管理会社報酬	2,334
現金支出費	1,166
専門家報酬	19,285
未払費用	148,915

注10 - 分配

管理会社は、各クラス受益証券の受益者に対し、当該クラスに帰属する分配可能なファンドのインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができる。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上でファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができる。

管理会社は、毎月5日（以下「分配基準日」という。分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している（米ドルクラスおよび豪ドルクラスの初回分配は2015年5月である。）。管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われる。

2015年2月28日に終了した期間に、ファンドは総額1,560,907トルコリラの分配を行った。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注12 - 購入および買戻し

米ドルクラスおよび豪ドルクラス受益証券の当初募集

米ドルクラスおよび豪ドルクラス受益証券は、当初募集日である2015年3月2日に適格投資家に対して募集された。当初募集日に募集される米ドルクラスおよび豪ドルクラス受益証券の当初発行価格は、それぞれ1口当たり10.00米ドルおよび10.00豪ドルであった。

米ドルクラスおよび豪ドルクラス受益証券の投資家一人当たり最低投資口数は100口でこれを超える場合は1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。ただし、米ドルクラスおよび豪ドルクラス受益証券は整数でのみ発行される。

販売会社に支払われる米ドルクラスおよび豪ドルクラス受益証券の当初発行価格の3.00%（税抜き）の販売手数料が発生する。

米ドルクラスおよび豪ドルクラス受益証券の購入申込書は、当初募集日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

米ドルクラスおよび豪ドルクラス受益証券の支払いはそれぞれ米ドルおよび豪ドルで行われるものとし、払込日である2015年3月3日に受領されなければならない。

トルコリラクラス、米ドルクラスおよび豪ドルクラス受益証券の継続募集

トルコリラクラス受益証券ならびに払込日後の米ドルクラスおよび豪ドルクラス受益証券は、適格投資家に対してファンド営業日において継続的に募集される。各受益証券の発行価格は、締切時間までに受領された場合、当該クラスの受益証券の購入申込書が受領されたファンド営業日時点における当該クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格とする。

投資者一人当たりの最低投資口数は100口でこれを超える場合は 1 口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。受益証券は、整数でのみ発行される。

販売会社に支払われる受益証券の 1 口当たり純資産価格の3.00%（税抜き）の販売手数料が発生する。

受益証券の購入申込書は、申込みを行ったファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。当該締切時間を過ぎて受領された申込みは、翌ファンド営業日に受領されたものとみなされる。

受益証券の購入に関する送金は、当該クラスの表示通貨建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から 6 ファンド営業日以内および / または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日までに行われるものとする。ただし、米ドルクラスについては 6 ファンド営業日目がニューヨークにおける銀行営業日でない場合はその直後のニューヨークにおける銀行営業日とし、豪ドルクラスについては 6 ファンド営業日目がメルボルンにおける銀行営業日でない場合はその直後のメルボルンにおける銀行営業日とする。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができる。

買戻し

受益証券は、ファンド営業日において受益者の希望により買い戻される。受益者は、受益証券を買い戻すよう受託会社に要求する買戻通知を送付することができる。受益証券 1 口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領されたファンド営業日時点における各クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格とする。受益証券の買戻しの申込みは 1 口以上 1 口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する当該クラスの額または口数単位とする。

買戻通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が単独の裁量により随時決定することができるその他の日および / もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券の買戻しに関する送金は、トルコリラクラスについてはトルコリラ建て、米ドルクラスについては米ドル建ておよび豪ドルクラスについては豪ドル建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から 6 ファンド営業日以内および / または受託会社が管理会社と協議の上随時決定することができるその他の日までに行われるものとする。ただし、米ドルクラスについては 6 ファンド営業日目がニューヨークにおける銀行営業日でない場合はその直後のニューヨークにおける銀行営業日とし、豪ドルクラスについては 6 ファンド営業日目がメルボルンにおける銀行営業日でない場合はその直後のメルボルンにおける銀行営業日とする。

受託会社は、管理会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・ファンド・セレクト - ターキッシュ・ボンド

投資有価証券明細表

2015年 2 月28日現在

(トルコリラで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
トルコ					
国債					
トルコリラ	3,800,000	REP OF TURKEY 8.8% 14/11/18	3,851,634	3,876,000	9.01
トルコリラ	3,800,000	TURKEY GOVT 8.5% 10/07/19	3,793,559	3,838,000	8.92
トルコリラ	4,000,000	TURKEY GOVT 7.1% 08/03/23	3,548,207	3,720,000	8.65
トルコリラ	3,300,000	REP OF TURKEY 8.8% 27/09/23	3,166,350	3,395,700	7.89
トルコリラ	3,300,000	TURKEY GOVT 9% 08/03/17	3,521,954	3,346,200	7.78
トルコリラ	3,300,000	TURKEY GOVT 8.3% 20/06/18	3,247,350	3,321,450	7.72
トルコリラ	2,800,000	TURKEY GOVT 10.5% 15/01/20	3,309,676	3,074,400	7.15
トルコリラ	3,200,000	TURKEY GOVT 6.3% 14/02/18	3,190,318	3,051,200	7.09
トルコリラ	2,800,000	TURKEY GOVT 8.5% 14/09/22	3,105,422	2,828,000	6.57
トルコリラ	2,600,000	TURKEY GOVT 9.5% 12/01/22	3,041,900	2,756,000	6.41
トルコリラ	2,600,000	TURKEY GOVT 9% 24/07/24	2,768,300	2,723,500	6.33
トルコリラ	1,700,000	TURKEY GOVT 10.4% 20/03/24	1,882,102	1,914,200	4.45
トルコリラ	1,800,000	TURKEY GOVT 8.2% 13/07/16	1,753,920	1,789,200	4.16
トルコリラ	1,600,000	TURKEY GOVT 10.4% 27/03/19	1,721,373	1,724,800	4.01
トルコリラ	500,000	REP OF TURKEY 8.2% 16/11/16	513,250	497,500	1.16
			42,415,315	41,856,150	97.30
トルコ合計			42,415,315	41,856,150	97.30
投資有価証券合計			42,415,315	41,856,150	97.30

(1)額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2015年３月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約6,516万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2015年３月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝130.32円）によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2015年３月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約648億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	25	310,872,066.28 米ドル
		1	42,341,704.19 トルコリラ
		3	31,406,198.82 ユーロ
		13	6,101,870,638 円
		19	166,436,537.37 豪ドル

（３）その他

本書提出前６か月以内において管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

訂正部分を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

（３）発行（売出）価額の総額

<訂正前>

当初募集日

米ドルクラス： 10万米ドル（約1,206万円）を上限とします。

豪ドルクラス： 10万豪ドル（約981万円）を上限とします。

継続募集期間

トルコリラクラス： 200億トルコリラ（約1兆394億円）を上限とします。

米ドルクラス： 100億米ドル（約1兆2,055億円）を上限とします。

豪ドルクラス： 100億豪ドル（約9,807億円）を上限とします。

（注１）トルコリラ、米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、平成26年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1トルコリラ＝51.97円、1米ドル＝120.55円および1豪ドル＝98.07円によります。

（注２）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、トルコリラ建、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限りトルコリラ貨、米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

<訂正後>

当初募集日

米ドルクラス： 10万米ドル（約1,206万円）を上限とします。

豪ドルクラス： 10万豪ドル（約981万円）を上限とします。

（注１）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、平成26年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝120.55円および1豪ドル＝98.07円によります。

継続募集期間

トルコリラクラス： 200億トルコリラ（約9,232億円）を上限とします。

米ドルクラス： 100億米ドル（約1兆2,017億円）を上限とします。

豪ドルクラス： 100億豪ドル（約9,206億円）を上限とします。

（注２）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、トルコリラ建、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限りトルコリラ貨、米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（2）ファンドの沿革

<訂正前>

1998年2月27日	管理会社の設立
2012年6月8日	基本信託証書の締結
2013年1月25日	補遺信託証書の締結
2013年3月27日	ファンドの運用開始（設定日）
2015年3月2日	米ドルクラスおよび豪ドルクラスの募集開始（予定）

<訂正後>

1998年2月27日	管理会社の設立
2012年6月8日	基本信託証書の締結
2013年1月25日	補遺信託証書の締結
2013年3月27日	ファンドの運用開始（設定日）
2015年3月2日	米ドルクラスおよび豪ドルクラスの募集開始

2 投資方針

（4）分配方針

<訂正前>

管理会社は、各クラス受益証券の受益者に対し、当該クラスに帰属する分配可能なインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができます。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上で未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができます。

管理会社は、毎月5日（以下「分配基準日」といいます。分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日）時点の受益者に対して分配を行うことを予定しています（米ドルクラスおよび豪ドルクラスの初回分配は2015年5月ですが、分配基準日は2015年4月30日の予定です。）。管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできます。

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<訂正後>

管理会社は、各クラス受益証券の受益者に対し、当該クラスに帰属する分配可能なインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができます。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上で未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができます。

管理会社は、毎月5日（以下「分配基準日」といいます。分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日）時点の受益者に対して分配を行うことを予定しています。管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできます。

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3 投資リスク

<訂正前>

（前略）

参考情報

米ドルクラスおよび豪ドルクラスは2015年3月3日から運用を開始するため、2014年12月末日現在、該当事項はありません。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

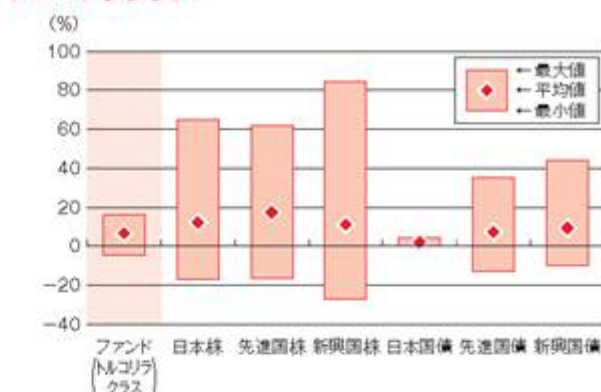
トルコリラクラス



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンド(トルコリラクラス)は2013年3月27日に運用を開始したため、年間騰落率は2014年3月～2014年12月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

トルコリラクラス



	ファンド (トルコリラ クラス)	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	16.5	65.0	61.8	84.4	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-4.7	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	6.7	12.3	17.5	11.1	2.2	7.5	9.4

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2010年1月～2014年12月の5年間の各月末時点、ファンド(トルコリラクラス)については2014年3月～2014年12月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2010年1月～2014年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンド(トルコリラクラス)の年間騰落率は2014年3月～2014年12月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- このグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

(ご注意)

- ファンド(トルコリラクラス)の年間騰落率は、ファンドの表示通貨であるトルコリラ建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンド(トルコリラクラス)の分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所に所有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベスメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

<訂正後>

参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

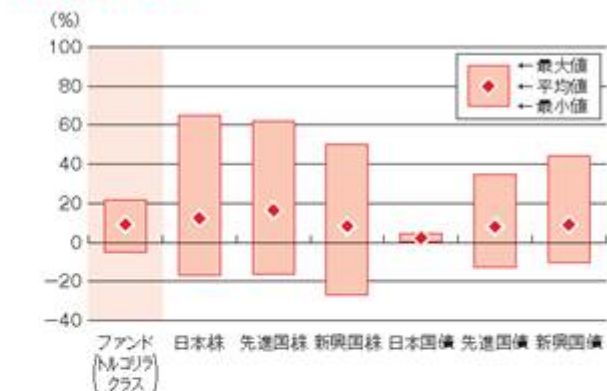
トルコリラクラス



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンド(トルコリラクラス)は2013年3月27日に運用を開始したため、年間騰落率は2014年3月～2015年3月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

トルコリラクラス



	ファンド (トルコリラ クラス)	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	21.9	65.0	61.8	50.2	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-4.7	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	9.1	12.5	16.5	8.3	2.3	8.0	9.1

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2010年4月～2015年3月の5年間の各月末時点、ファンド(トルコリラクラス)については2014年3月～2015年3月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2010年4月～2015年3月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンド(トルコリラクラス)の年間騰落率は2014年3月～2015年3月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

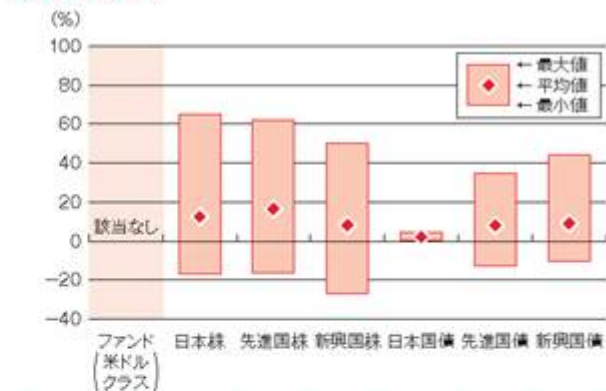
米ドルクラス



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
なお、ファンド(米ドルクラス)は2015年3月末まで分配の実績はありません。
- 年間騰落率は運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

米ドルクラス



	ファンド (米ドル クラス)	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	該当なし	65.0	61.8	50.2	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	該当なし	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	該当なし	12.5	16.5	8.3	2.3	8.0	9.1

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2010年4月～2015年3月の5年間の各月末時点、とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンド(米ドルクラス)の騰落率については、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

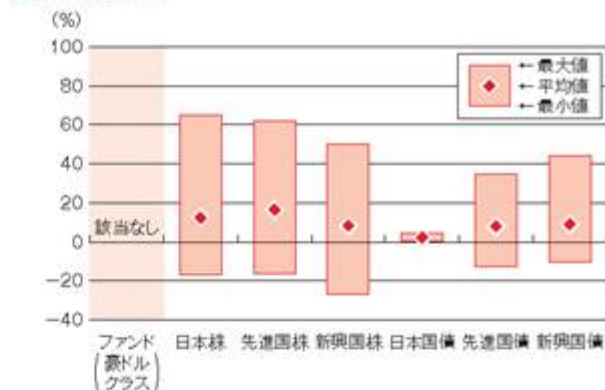
豪ドルクラス



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
なお、ファンド(豪ドルクラス)は2015年3月末まで分配の実績はありません。
- 年間騰落率は運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

豪ドルクラス



	ファンド (豪ドル クラス)	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	該当なし	65.0	61.8	50.2	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	該当なし	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-12.7	-10.1
平均値(%)	該当なし	12.5	16.5	8.3	2.3	8.0	9.1

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2010年4月～2015年3月の5年間の各月末時点、とその1年前における数値を比較して算出した年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンド(豪ドルクラス)の騰落率については、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

(ご注意)

- ファンドの年間騰落率は、各クラスの表示通貨で計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグ/ EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)
(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P. で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

日本

(中略)

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限ります。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限ります。）との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(後略)

<訂正後>

日本

(中略)

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限ります。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限ります。）との損益通算が可能です。（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等）をい

います。以下、カッコ内において同じです。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。）確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

（後略）

5 運用状況

（2）投資資産

<訂正前>

投資有価証券の主要銘柄

（後略）

<訂正後>

以下は2014年12月末日時点で運用を行っているトルコリラクラスに関する情報です。

投資有価証券の主要銘柄

（後略）